

鳥羽エコツアーリズム推進全体構想

鳥羽市エコツアーリズム推進協議会

目次

1. 鳥羽エコツーリズムを推進する地域	1
1) 推進の目的と方針	1
(1) 推進の背景と目的	1
(2) 推進に当たっての現状と課題	2
(3) 推進の基本的な方針	3
2) 推進する地域	5
(1) 推進地域の範囲及び設定に当たっての考え方	5
(2) 推進地域のゾーニングの考え方	6
2. 対象となる自然観光資源等	7
1) 鳥羽エコツーリズムの自然観光資源	7
(1) 動植物の生息地または生育地その他の自然環境に係るもの	8
(2) 自然環境と密接な関係を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係るもの	16
2) その他の観光資源の名称と所在地など	22
3) 利用できる制度等	23
3. エコツーリズム実施の方法	24
1) ルール	24
(1) ルールによって保護・維持・向上する対象	24
(2) ルールの内容及び設定理由	24
(3) ルールを適用する区域	30
(4) ルールの運用に当たっての実効性確保の方法	30
2) ガイダンス及びプログラム	31
(1) 本地域におけるエコツアー実施の基本的な考え方	31
(2) 主な案内（ガイダンス）及びプログラムの内容	31
(3) 実施される場所	33
(4) プログラムの実施主体	34
(5) プログラムのモニタリングと改善	34
3) モニタリング及び評価	34
(1) モニタリングの対象と方法	34
(2) モニタリングに当たっての各主体の役割	36
(3) 評価の方法	36
(4) 有識者や専門家の関与の方法	36
(5) モニタリング及び評価の結果の反映の方法	36
4) その他	37
(1) 主な情報提供の方法	37
(2) エコツーリズムに関わる人々の育成又は研鑽の方法	38
(3) エコツーリズムに関わる人々の間の調整、新規参入事業者への対応	38
(4) 関係団体との連携	38

4. 自然観光資源の保護及び育成	39
1) 特定自然観光資源の指定について	39
2) その他の自然観光資源	39
(1) 自然観光資源の保護及び育成の方法	39
(2) 自然観光資源に関する主な法令及び計画など	39
(3) 関連する取組	40
5. 協議会の参加主体	42
1) 協議会に参加する者の名称又は氏名、その役割分担	42
6. その他エコツーリズムの推進に必要な事項	44
1) 地域振興	44
(1) 地産品の活用	44
(2) 滞在日数増加のための取組	44
(3) 地域回遊、リピーター育成のための取組	44
2) 地域の生活や習わしへの配慮	44
(1) 地域の生活や習わしに対する配慮事項	44
3) 農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和	44
(1) 農林水産業などとの連携方策や配慮事項	44
4) 他の法令や計画等との関係及び整合性	44
(1) 関係法令	44
(2) 関連する計画や制度等	46
5) 環境教育の場としての活用と普及啓発	47
(1) 地域住民に対する普及啓発の方法	47
(2) 子ども達への環境教育の推進	47
(3) 案内（ガイドンス）及びプログラムの実施に当たっての留意点	47
6) 安全管理	48
(1) 安全管理に関する配慮事項	48
7) 全体構想の公表	48
(1) 公表の方法	48
8) 全体構想の見直し	48
(1) 点検及び見直しの時期	48

付録1：自然観光資源位置図

1 鳥羽エコツーリズムを推進する地域

1) 推進の目的及び方針

(1) 推進の背景と目的

鳥羽市は、三重県東端部の志摩半島北側に位置し、伊勢湾と太平洋・熊野灘に面する、神島・答志島・菅島・坂手島の4つの有人離島や無人島、半島部から構成されています。

黒潮の影響を受け温暖な気候であり、平均気温が15.6℃、年降水量は約2,400mmです(1981～2010年の平均)。市の多くは急峻な山地で、森林が全面積の7割以上を占めています。海岸部はリアス海岸で、風光明媚な景観が広がり、ほぼ全域が伊勢志摩国立公園に指定され、景観が保護されています。

海域は豊かな漁場で、水産業は重要な産業の一つとなっています。中でも海女漁は漁業上だけでなく地域文化の観点からも大きな特色となっています。

鳥羽市は豊かな自然環境だけでなく、戦国時代には九鬼水軍の活躍で知られ、江戸時代には大阪と江戸を結ぶ海上交通の「風待ち港」として重要な役割を果たしていたこともあり、歴史・文化資源なども豊富な地域です。また、4つの有人離島が存在することにより、離島の生活・文化などの中にも注目されるものが多くあります。

これらの多くの観光資源を有する鳥羽市は、我が国を代表する伊勢志摩地域の一翼を担う観光地であり、昭和52年には「国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律」に基づき国際観光文化都市(昭和52年指定)に指定された宿泊滞在拠点で、年間約420万人の観光旅行者が訪れています。

このように多くの観光旅行者が訪れる鳥羽市ですが、人口は平成25年6月末現在で21,020人であり、減少傾向が続いております。

このような状況の中で、鳥羽市では、自然観光資源などを保全しつつも、地域の振興、観光の振興が大きな課題となっています。そのため、第五次鳥羽市総合計画(平成23年3月)において、鳥羽市の将来像を「真珠のようにきらり輝く鳥羽^{まち}」とし、以下の5つの政策の柱を定め、取組を進めています。

1. 学びたい・働きたい・住みたいという思いが育つまち
2. 鳥羽ファンと市民が幸せをわかちあうまち
3. 自然と調和した営みが広がるまち
4. 生きがいや安心をみんなで作るまち
5. 無駄なく、効果の高い行政経営が進むまち

また、上記の鳥羽市総合計画の下位計画や、観光立国推進基本法の施行を踏まえて、市制施行後初めて策定された鳥羽市観光基本計画(平成20年1月)では鳥羽観光の目標(目指す観光地像)として、次のとおり定めています。

- 国際観光時代をリードする”海洋文化都市”の形成
- 皆が幸せを感じる、やさしい鳥羽
- 自立自走できる地域経営の核となる観光産業の持続的発展

これらの方向性とも合致する取組の一つに、エコツアー（以下、「ツアー」とする）に代表されるガイドツアーがあげられますが、鳥羽市では積極的に取り組んでおり、既に関係者、関係機関からなる「鳥羽市エコツーリズム推進協議会」が平成22年7月に設立され、さらに平成23年3月に「鳥羽エコツーリズム宣言」をとりまとめています。

今回これらの取組をより効果的に進めるために、鳥羽市の魅力である豊かな自然や歴史、文化などの地域資源の保全を図りつつ、観光業をはじめとした各産業の持続と活性化を推進することを目的とし、エコツーリズム推進全体構想を作成します。

(2) 推進に当たっての現状と課題

鳥羽市はかつて港町として栄え、以前より交流・おもてなしの文化が蓄積されてきた町であり、高度経済成長期には伊勢志摩という広域で一大観光地を形成、観光施設が大きな牽引役となり平成3年頃には700万人もの観光旅行者が訪れ、300万人が宿泊していました。しかしながら、バブル経済崩壊後に観光旅行者数は減り続け、近年では観光旅行者数は420万人程度、宿泊者数は170万人程度に減少していることにともない、観光施設だけに頼らない観光のあり方が模索されています。

このような状況の中で、鳥羽市でのエコツーリズムの推進に当たっては以下のような課題があると考えられます。

○自然観光資源の活用・保全

鳥羽市は海山ともに豊かな自然環境を有していますが、十分に活用されてきたとは言い難い面もあります。今後はこれらの自然観光資源を活用しつつ、持続的な活用のために、自然観光資源を保全していく必要があります。

○鳥羽ブランドの確立

鳥羽市は観光においてはこれまで「伊勢志摩」という広域の中に位置づけられることが多く、今後、鳥羽市でエコツーリズムを推進する際にも、観光旅行者にとって「鳥羽に来る理由」が必要になるため、「鳥羽ならではの」魅力を磨き上げていく必要があります。これらの魅力を磨き上げ、最終的には国際的にも鳥羽市の観光がより認知され、さらに国際観光文化都市に相応しい地域になっていくことが望まれます。

○ガイドをはじめとするツーリズムに関わる人々の育成やガイドツアー商品の整備

ツアーにおいてガイドは必要不可欠な要素ですが、鳥羽エコツーリズムでは漁業関係者、商店主なども観光旅行者に接する点でガイド役にあたる存在といえます。

これらの関係者が一丸となって鳥羽市の魅力を発信し、観光旅行者の満足度を高めることが、エコツーリズムの発展につながるため、エコツーリズムやツアーについて理解のある人材の育成や養成が必要です。

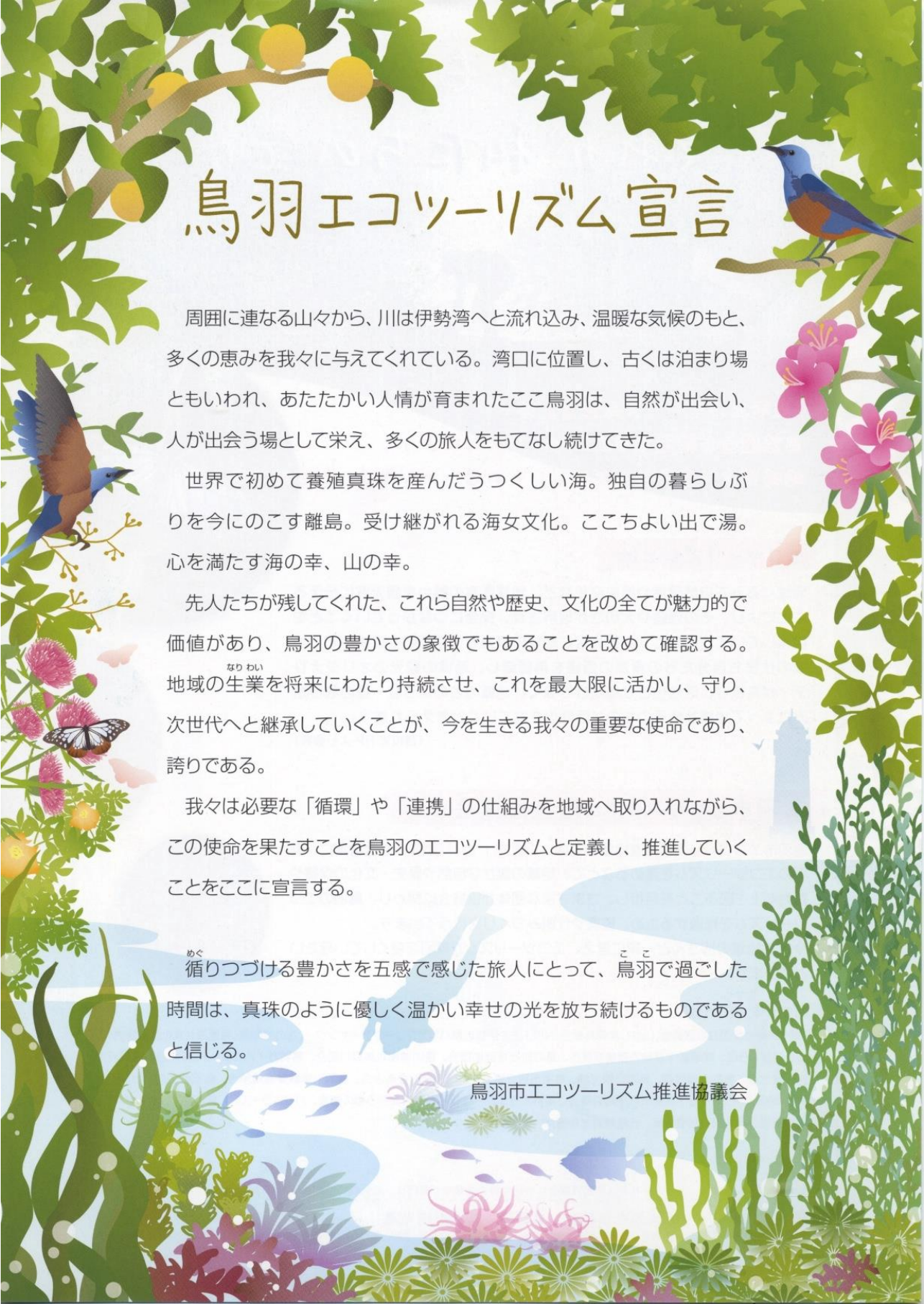
また、鳥羽市の魅力を存分に感じてもらえるツアー（プログラム）を開発することで、鳥羽滞在の魅力を高め、現在1泊2日のスタイルが中心になっている鳥羽市の観光を連泊化することで、さらなる鳥羽市の魅力を伝え、地域の振興につなげていく必要があります。

○市民の理解・参加

観光産業や観光資源が市内全域に分布していることに加え、上記の取組をより効果的に進めていくためには、市民の方々の理解や協力が不可欠です。エコツーリズムや観光旅行者を受け入れるホスピタリティの醸成も課題の一つです。

(3) 推進の基本的な方針

前述したように、鳥羽市観光基本計画で掲げる目標（目指す観光地像）を踏まえた上で、鳥羽市では次のとおり「鳥羽エコツーリズム宣言」を採択しています。（平成23年3月）



鳥羽エコツーリズム宣言

周囲に連なる山々から、川は伊勢湾へと流れ込み、温暖な気候のもと、多くの恵みを我々に与えてくれている。湾口に位置し、古くは泊まり場ともいわれ、あたたかい人情が育まれたここ鳥羽は、自然が出会い、人が出会う場として栄え、多くの旅人をもてなし続けてきた。

世界で初めて養殖真珠を産んだうつくしい海。独自の暮らしびりを今にのこす離島。受け継がれる海女文化。ここちよい出で湯。心を満たす海の幸、山の幸。

先人たちが残してくれた、これら自然や歴史、文化の全てが魅力的で価値があり、鳥羽の豊かさの象徴でもあることを改めて確認する。地域の生業を将来にわたり持続させ、これを最大限に活かし、守り、次世代へと継承していくことが、今を生きる我々の重要な使命であり、誇りである。

我々は必要な「循環」や「連携」の仕組みを地域へ取り入れながら、この使命を果たすことを鳥羽のエコツーリズムと定義し、推進していくことをここに宣言する。

めぐりつづける豊かさを五感で感じた旅人にとって、鳥羽で過ごした時間は、真珠のように優しく温かい幸せの光を放ち続けるものであると信じる。

鳥羽市エコツーリズム推進協議会

本宣言では、「地域の生業を将来にわたり持続させ、これを最大限に活かし、守り、次世代へと継承していくことが、今を生きる我々の重要な使命であり」としており、鳥羽エコツーリズムは、「循環」と「連携」の仕組みを地域へ取り入れながら、この使命を果たすことを目的とする、としていることから、本構想における基本方針も「循環」と「連携」をキーワードとします。鳥羽におけるツアーは、この「鳥羽のエコツーリズム」の推進状況を現場で把握しつつ、さらに様々な関係者がより積極的にそれぞれの取組を進める原動力になることを目指します。

■循環（資源、生命、経済、心、食など）

様々な「循環」を取り入れることにより、地域や人間を含む様々な生命を支える仕組みを創っていきます。

（循環の一例）

・多様な自然資源の循環

食としての活用されるカキの廃棄物（カキ殻）を、土壌改良や水質浄化に活用し、より上質なカキを育てる「循環」

・”海洋文化都市鳥羽”の魅力・豊かさ（自然、歴史、文化）を、過去の知恵を活用した「保護と活用」（保全）を通じ、未来に残していく「循環」

・鳥羽エコツーリズムの実践による地域の振興につながる経済的な「循環」

・観光旅行者に感じていただいた”感動”と”幸せ”が、鳥羽市の人々と旅行者の間で巡りあう「循環」

・鳥羽市を訪れた旅行者から、鳥羽の良さを伝え聞いた新たな旅行者が訪れる「循環」

・鳥羽市の素晴らしさとそれを残していく術を親から子に、子から孫に伝えていく「循環」

■連携

地域の自然観光資源や生活文化などの「保護と活用」（保全）には、地域全体で取組を進めることが効果的であり、そのためには地域や関係者間の「連携」は欠かせません。また、鳥羽エコツーリズムは、ガイドさえいれば実践できるものではなく、地域の農林水産業、製造業、宿泊などサービス業など様々な関係者との密接な関係と協力があってはじめて成り立つものです。これを踏まえれば、エコツーリズムに関わる関係者の全てが鳥羽エコツーリズムの実践者であるとも言えます。このように鳥羽エコツーリズムでは、多様な関係者が分野を横断して「連携」し、「資源保全」・「地域振興」・「観光振興」を進め、地域全体が発展する体制・地域を目指します。

2) 推進する地域

(1) 推進地域の範囲及び設定に当たっての考え方

鳥羽市全域を対象とします。これは鳥羽市はほぼ全域が国立公園で、全域に自然観光資源等が存在していること、また、エコツーリズムの取組はまだ始まったばかりであるため、まずは全域共通でエコツーリズムの推進のための基盤整備が必要と考えられるためです。なお、本地域では海も重要な要素であるため、範囲には陸域だけでなく周辺の海域も含まれます。

(2) 推進地域のゾーニングの考え方

ゾーニングは行いません。

自然観光資源の存在状況や保全の状況、観光推進、地域振興の視点から、現段階でゾーニングを行って取組を進める意義と効果が少ないと考えられるためです。ただし、将来的にゾーニングを行うことでより効果的にエコツーリズムの推進が図られると判断される場合には、本構想の見直し時に検討します。



2. 対象となる自然観光資源等

1) 鳥羽エコツーリズムの自然観光資源

エコツーリズムにおいては、自然だけでなく、生活様式や文化の一部も対象になりますが、これらも密接に自然と関連しているため、エコツーリズムの対象となる資源全般を「自然観光資源」とします。鳥羽市には、地域内の自然を始め伝統的な文化など無数の自然観光資源があり、これらの資源に対して鳥羽市の人々がその価値を認識することは、エコツーリズムを推進する意義の一つといえます。

このような視点も踏まえ、鳥羽エコツーリズムの対象となる主な自然観光資源を、以下の通り区分します。

大区分	区分
動植物の生息地または生育地その他の自然環境に係るもの	動物 植物 動植物の生息地・生育地 地形・地質 自然景観
自然環境と密接な関係を有する風俗習慣 その他の伝統的な生活文化に係るもの	歴史資産 伝統文化 生活空間・風景 伝統産業

各自然観光資源に関する情報（周辺環境の特性、野生生物の生息・生育場所、利用の概況等）については、今後も収集を進めていきます。ただし、希少種などに関する生息・生育場所等の情報については、攪乱（かくらん）や密漁・盗掘などの防止のため、原則として本構想では記載しません。

なお、各自然観光資源について、その保全や継承に支障が生じる可能性があるものについては、特定自然観光資源への指定を検討します。

(1) 動植物の生息地または生育地その他の自然環境に係るもの

区分	動物
細区分	ほ乳類（陸生）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	森林部でニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ホンドリス、ウサギ、タヌキ、テン、イタチなどが生息しています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	シカやタヌキなどが残した痕跡などの解説が行われています。近年増加したシカやイノシシと人との関わりに関する解説などの実施も考えられます。

区分	動物
細区分	鳥類
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	森林部などではシジュウカラ、カワセミ、メジロ、ウグイスなど様々な鳥類が生息しており、沿岸部や河口部には、カモ類、サギ類、シギ類など様々な鳥類が生息しています。春と秋にはサシバの渡りが見られます。また、神島にはヒメウやウミウの集団越冬地が存在しています。また、本地域でよく見られるカモメは市の鳥にも指定されています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	ツアー中に観察された鳥類について解説を行うことができます。ツアー中の観察が生息環境の攪乱（かくらん）などにつながらないように注意する必要があります。

区分	動物
細区分	魚類
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	本地域には様々な魚類が生息しており、季節毎にマダイ、サワラ、アジ、キス、イワシ、タチウオ、ヒラメ、ブリなど様々な魚類も水揚げされています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	シュノーケリングでの観察のほか、ツアーの途中の食事で地産品を味わう活動なども行われています。また、釣りなどを楽しむツアーが行われています。生息環境の攪乱（かくらん）や資源の減少などにつながらないように配慮が必要です。

区分	動物
細区分	その他海洋生物
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	磯辺では、ヒトデ、アメフラシ、ヤドカリ、フナムシ、フジツボ、カニ類など様々な海洋生物を観察することができます。

	す。また夏の夜間にはウミホタルの幻想的な光がみられます。また、クジラの仲間では世界最小の部類であるスナメリも観察されることがあります。また、イセエビ（10～3月頃）、アワビ（6～10月頃）、カキ（10～3月頃）、サザエなどは地域の名産品としても知られています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	ツアー中に観察された生物の生態などの解説などが行われています。観察に当たっては、個体の生存や生息環境に悪影響を与えないような配慮が必要です。

区分	動物
細区分	昆虫類
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	秋には渡りで南下するアサギマダラを観察することができます。菅島や神島ではゲンジボタル、ヘイケボタル、ヒメボタルなどが確認されています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	ツアー中に観察することができます。観察に当たっては、個体の生存や生息環境に悪影響を与えないよう配慮が必要です。

区分	植物
細区分	海浜植物群落
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	砂浜海岸では、ハマヒルガオ、ハマオモト、ハマアザミなどからなる群落、また断崖部ではキノクニシオギク、アゼトウナ、ハマウドなどからなる風衝（ふうしょう）草原群落なども観察されます。 また、神島や答志島の海岸の断崖や急斜面には、トベラ、シャリンバイなどの低木が生育し、海岸部には、ハマボウなどの暖地性の海浜植物群落が存在しています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	ツアーの途中などで観察することができます。観察に当たっては、群落や生息環境に悪影響を与えないよう配慮が必要です。

区分	植物
細区分	植物群落
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	草本や常緑樹、落葉樹などの群落などで天然記念物や地域住民になじみの深いものが多く見られます。

○坂手島のカキツバタ（アヤメ池）※市指定天然記念物

伏流水が湧出する湿地にカキツバタが群生しており、5月中旬から6月にかけて咲き誇ります。島の人々は、昔からアヤメとして親しみ、島の誇りとしており、アヤメは坂手小学校の校歌に歌われ、校章にもなっています。

○菅島のベニツゲ、ドウダンツツジ

島の山頂全体を覆う群生です。寒風の季節に紅葉する様子は美しく、島の冬化粧となります。

○ジングウツツジ

ツツジ科の落葉低木で、本州の一部地域（静岡、愛知、三重県）の蛇紋岩（じゃもんがん）地帯の山地に自生しています。伊勢神宮の神域である朝熊山で発見されたことから、この名が付けられています。堅神町・河内町の朝熊山、船津町の行者山、白木町、菅島町の大山に自生しており、5月下旬頃に直径4cmほどの濃いピンク色の花を咲かせます。

○答志島のヤマトタチバナ（楠路ヶ脇のヤマトタチバナ、奈佐のヤマトタチバナ）※いずれも県指定天然記念物

ヤマトタチバナはタチバナ、ニッポンタチバナとも呼ばれる常緑の小高木で、沖縄に生育するヒラミレモンとともに、我が国に分布する数少ないミカン属の一種です。大きなものは全国的にも珍しいものです。

○ハマナデシコ

鳥羽市の花です。ナデシコ科ナデシコ属の多年草で、本州、四国、九州～東南アジアにかけての海岸地帯の岩場や砂地に自生し、6月～8月頃にピンク色の花を咲かせます。相差鯨崎遊歩道沿いでは群落も見られます。近年では「海の博物館」周辺の空地を利用して地元のボランティア団体が中心となり「はまなでしこの里」造りが行われています。

○丸山庫蔵寺のイスノキ樹叢（じゅそう）

※県指定天然記念物

丸山庫蔵寺の境内には日本西南部暖地を分布地域とするイスノキ林が存在します。これはイスノキを主要高木とする常緑広葉樹林で、かつてこの地域に広く存在した天然林が断片的に残存するもので、志摩半島古代の自然環境を今に示すも

	<p>のとして学術的に価値の高いものです。</p> <p>○丸山庫蔵寺境内の樹叢（じゅそう） 一带 ※市指定天然記念物</p> <p>カヤノキの大木、イスノキ群落、カゴノキなどが生育しており、鳥羽市・志摩市で唯一の原始林の姿をとどめている貴重な樹叢（じゅそう）です。</p> <p>○加茂神社の樹叢（じゅそう） 一带 ※市指定天然記念物</p> <p>スタジイ、タブノキ、クスノキ、ヤブニッケイ、カクレミノ、ヒサガキ、センリョウ、ヒトツバなどからなる樹叢です。大型のツゲモチも含まれますが、北限近くにこのような発育旺盛な成樹があるのは学術的にも貴重です。</p> <p>○鳥羽駅前のおオイタビ（群落 一带） ※市指定天然記念物</p> <p>クワ科に属す常緑低木で、本地岩壁に純群落を形成していますが、その広さ及び繁茂の状態は他に類例がありません。観光地鳥羽の駅前にこのような純群落が自然形成されていることは貴重といえます。</p> <p>○坂手船着場のタブノキの林叢（タブノキ巨樹群）</p> <p>※市指定天然記念物</p> <p>坂手の定期船発着場前の崖上にあります。7本の大木が林叢をなしていることから全国的にも少なく希少価値が高いものです。</p> <p>○庫蔵寺のコツブガヤ ※国指定天然記念物</p> <p>カヤノキはイチイ科のわが国固有の常緑針葉樹で、庫蔵寺のコツブガヤは、庫蔵寺の樹叢（じゅそう）内にあり、落雷により先端は失われているものの樹勢は旺盛です。コツブガヤは、種子が通常のカヤに比べて小さいという特徴をもつ変種で、従来は宮城県の小原のコツブガヤ(国指定)が知られるのみでした。</p> <p>○御木本真珠島の自生キノクニスゲ ※市指定天然記念物</p> <p>もともとは紀の国に自然分布していた植物で、三重県内にも生育していましたが、台風による被害、開発、護岸工事などでそのほとんどが絶滅したと考えられていました。ミキモト真珠島内に自生する数十の株は、自然分布上、日本の北限にあたる貴重なものです。</p>
<p>利用の概況及び利用に当</p>	<p>いずれの資源も地域にとって重要なものであり、ツアーで</p>

たつて配慮すべき事項	の利用に当たっては生育に悪影響を及ぼすような行為は避ける必要があります。
------------	--------------------------------------

区分	植物
細区分	巨樹・巨木等
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>以下の場所で、巨樹・巨木に出会うことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日和山の遊歩道沿い アベマキ、ヤマモガシ等 ○賀多神社 スギ（樹齢 400 年以上） ○鳥羽城跡 クロマツ（樹齢 300 年以上） ○青峯山正福寺 スギ、ニッケイ ○神明神社（石神さん） ヤマモガシ ○今浦の大ケヤキ ケヤキ（樹齢 300 年以上） ○梵潮寺 ソテツ（樹齢 700 年以上） ○海女文化資料館 クロマツ（樹齢 300 年以上） ○坂手島 タブノキ巨樹群（再掲）
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	巨樹・巨木はツアーの対象になった場合、多数の見学者が訪れることにより、踏圧などにより樹勢が衰えることもあるため、利用に当たっては配慮が必要です。

区分	植物
細区分	海草・海藻
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	鳥羽市周辺の海中では、様々な海草・海藻が繁茂しており、アオサ、アマモ、ケノリ、クロノリ、ヒジキ、サガラメ、アラメ、テングサ、ワカメなどが 150 種類を超える海草・海藻が生育しています。また、ワカメの養殖なども盛んです。

利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>シュノーケルやシースルーカヤックなどを使って海草・海藻の森やそこに生きる生物達を観察するツアーも行われています。またワカメの刈り取り体験やその味を楽しむツアーなども行われています。</p> <p>アマモ（海草）・アラメなどの藻場を増やす取組が地元漁業者と子ども達によって各地で行われています。海草・海藻類の生育には、水質などの環境の変化が大きく影響するため、ツアーのあり方だけでなく、様々な取組も必要です。</p> <p>藻場の観察を行うことで魚の育つ環境への理解も深められます。利用に当たっては、潮の満ち引きにも配慮し安全確保も重要です。</p>
-----------------------	---

区分	地形・地質
細区分	カルスト地形・鍾乳洞（しょうにゅうどう）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	○カルスト地形（神島） ※市指定天然記念物 石灰岩が風化してできた景勝です。青い海と白い岩肌がつくる景観が見事です。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	独特の地形・地質の見学・観察などが行われています。

区分	地形・地質
細区分	その他の地形・地質
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	○大村島の枕状溶岩 ※市指定天然記念物 大村島の枕状溶岩は、大村島北西部の海岸に位置し、色は暗灰色を呈していて、露頭（ろとう）の規模は30mです。地質学上、1億5千万年前もの昔からの地殻の歴史を研究する資料として貴重なものです。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	カヤックなどを使った海側からの観察などが行われています。

区分	地形・地質
細区分	リアス海岸、多島海
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	沈降と隆起の繰り返しや海面の上昇により発達したリアス海岸が特徴であり、溺れ谷のほか、答志島、神島などの有人離島や大築海島（おづくみじま）・小築海島（こづくみじま）・

	浮島などの無人離島が散在する多島海景観を作り出しています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	鳥羽市の特徴でもあるリアス海岸ができた経緯や地形的な特徴は、ツアー参加者が鳥羽市に対する基礎的な理解を深めるためにも解説の題材として効果が期待できます。

区分	地形・地質
細区分	鳥羽湾
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	リアス海岸で湾が深く入り込んだ天然の良港である鳥羽湾は江戸時代の船舶による海上交通において、天候が改善するのを待つ（日和待ち）風待港として重要でした。その鳥羽湾に位置する鳥羽の町は近隣の安乗、的矢、浜島と並んで「志摩の四か津」と言われ港町として栄えました。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	鳥羽市の歴史や生活文化を理解する上で、鳥羽湾の特徴を知るとは、参加者の理解を深める効果が期待されます。

区分	地形・地質
細区分	鳥羽三山
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	鳥羽三山とは、鳥羽町にある「城山」「日和山」「樋の山」のことを言います。低い山ながらも、どの山からも美しい鳥羽湾を眺めることができるため、広く市民に親しまれています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	眺望スポットとして利用されています。

区分	地形・地質
細区分	自然の浜
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	○しろんご浜 菅島にあり人工物のほとんどない自然の浜です。浜辺に沿いに白髭大明神を祀る白髭神社があります。夏にはしろんご祭りの舞台になります。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	自然の浜であり、ゴミなどで汚さないよう注意が必要です。

区分	地形・地質
----	-------

細区分	化石
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	安楽島町の海岸は、化石の産出地として知られていますが、安楽島町の白根崎の西の砥浜海岸で、砂岩と泥岩が中心の松尾層群と呼ばれる白亜紀前期の地において、「鳥羽竜」やイグアノドンの足跡が見つけられています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	現地の足跡化石の見学や化石発掘体験などが行われています。また、発掘現場の保全活動なども行われています。

区分	自然景観
細区分	眺望
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	リアス海岸をはじめとして、鳥羽には素晴らしい景観が多数存在します。以下は眺望の対象と、眺望ポイントです。 ○リアス海岸 菅崎園地、パールロード ○海食崖海岸 鯨崎園地、国崎、鎧崎 ○カルスト地形・弁天崎 神島ニワの浜 ○鳥羽湾・島嶼、朝熊山 島ヶ崎灯台 ○富士山（平成 25 年 6 月に世界文化遺産登録） 朝熊山、鳥羽展望台、相差鯨崎など ○海中 藻場（海草・海藻）
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	絶景ポイントとして活用されています。

(2) 自然環境と密接な関係を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係るもの

区分	歴史資産
細区分	古代人と海の間わりを示す遺跡
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	○白浜遺跡 浦村町にある白浜遺跡からは銅鐸、カツオを取る道具、鹿角製のアワビオコシやアワビの殻などが出土しています（2000 年以上前のものと推定されています）。
利用の概況及び利用に当	古代の鳥羽における人と海との間わりについて学ぶことが

たって配慮すべき事項	できます。
------------	-------

区分	歴史資産
細区分	海に関する信仰の場
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>○青峯山正福寺（あおのみねさんしょうふくじ） 本尊の十一面観音菩薩は、相差の海からクジラに乗り現れたと伝えられており、漁業や船舶関係者の信仰が厚く、旧暦1月18日には「御船祭」が催されます。</p> <p>○賀多神社 九鬼嘉隆が戦勝祈願に訪れたといわれ、竜灯松（りゅうとうまつ）と呼ばれていた神木を伐採し、軍船日本丸の船床に用いたといわれています。嘉隆はのちに杉を1,000本植えたといわれており、「九鬼の千本杉」と呼ばれたと言われていますが、2006年現在、そのうちの1本だけが境内に残存しています。</p> <p>○海士潜女神社（あまかづきめじんじゃ） 倭姫命（やまとひめのみこと）にあわびを献上したと伝えられる海女おべんが祀られている神社です。</p> <p>○石神さん 古くから海女さんが大漁祈願や海上安全などを祈願していたことから海女さんの信仰が厚い神様で、近年は女性の願いなら必ず一つは叶えてくれるといわれています。</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	海にまつわる信仰への理解を通じて地域の生活・文化の理解も深まることが期待されます。

区分	歴史資産
細区分	九鬼水軍に関する史跡等
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>○鳥羽城跡 ※県指定史跡 九鬼嘉隆が築いた城です。一般的に海城は、防御のために海を利用するのに対し、本城は建物の正門である大手門を海に開く独特なもので「浮城」とも呼ばれ、全国的にも類を見ない、まさに水軍の城としてその威容を誇った城でした。明治以後、建物は取り壊され、蓮池の堀は埋め立てられて錦町ができ、二の丸付近には造船所が作られました。家老屋敷跡に市役所や鳥羽幼稚園が建設され、三の丸への石段も新しい</p>

	<p>ものにかえられています。</p> <p>○妙慶川 鳥羽城の堀として利用されました。区画整理事業によって、川の雰囲気も大きく変わっていますが、相橋の近くは当時の面影を残しています。</p> <p>○答志島の首塚・胴塚 ※県指定史跡 九鬼嘉隆が自刃した答志島には、首や胴が埋葬された首塚、胴塚があります。</p> <p>○常安寺 嘉隆の息子守隆が供養のために建てたと言われている九鬼家の菩提寺です。</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	地域の歴史が海と深い関わりを持って紡がれてきた経緯を感じることができる史跡等であり、ツアー中の解説などに利用できます。

区分	歴史資産
細区分	灯台
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>○神島灯台 かつて三島由紀夫が「神島で最も美しいのは八代神社、そしてもうひとつは灯台」と語ったことが伝えられています。</p> <p>○菅島灯台 レンガ作りでは、現存する日本最古の洋式灯台と言われています。ここから望む神島や伊良湖岬は絶景です。国登録有形文化財。 灯台敷地入口門より灯台までの間の歩道を、景観に配慮した整備が行われましたが、整備された歩道の一部には旧灯台官舎に使用されていたレンガが使用されています。</p> <p>○鎧崎灯台 鎧崎は志摩半島の最東端にあり「伊勢の神崎（現在の二見町）、国崎の鎧、波切大王がなけりゃよい」と船乗りにも恐れられた海の難所です。鎧崎灯台は昔から漁師たちが恐れた鎧崎の荒々しい岩礁や広大な海を見下すように立つ白亜の灯台です。</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	見学にあたっては施設の保全や周辺美化に配慮する必要があります。

区分	伝統文化
細区分	自然と関わりの深い地域の祭
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>○ゲーター祭（1月1日） ※県指定無形民俗文化財</p> <p>元旦の未明に行われる神島の八代神社の神事で、夜明け前にグミの木で太陽をかたどった直径2m程の白い輪（アワ）を島中の男たちが竹で刺し上げ、落とします。「天に二つの日輪なく、地に二皇あるときは世に災いを招く、若し日輪二つあるときは、神に誓って偽りの日輪は是の如く突き落とす」と、邪悪を払い、無事平穏な新しい年の日の出を迎える願いを込めた戦いの祭りです。</p> <p>○弓祭り、弓引き、弓うち、弓取り（1月上旬～2月）</p> <p>各地により違いはありますが、もとは武運の神として信仰された八幡神のお祭りの一つで大漁、海上安全を祈願して行われるお祭りです。</p> <p>○八幡祭（旧暦1月17～19日）</p> <p>答志島で大漁、海上安全を祈願して行われる祭りです。祭中、弓引神事が最大の行事であり、宴会食の献立には、ボラ、ナマコが多く出されます。</p> <p>○御船祭（旧暦1月18日）</p> <p>海上安全を祈願して、青峯山正福寺で行われます。境内には全国から奉納された大小の大漁旗が華やかにはためきます。</p> <p>○石神さん春祭り</p> <p>女性の願いを一つはかなえると言われる石神さん（神明神社）（前述）で行われる祭りです。海女の大漁祈願と大願成就を願います。</p> <p>○しろんご祭り（7月11日）</p> <p>菅島のしろんご浜で行われる祭り。ホラ貝の音で磯着姿の海女達が海に飛び込み、アワビの初採りを競います。最初に雌雄つがいのアワビを捕ったものは舟板にその雄貝、雌貝を載せて白鬚明神に奉納します。これを「まねきアワビ」と呼び、他のアワビを招き、豊漁が約束されると言われています。</p> <p>○棒ねり神事（7月14日） ※市指定無形民俗文化財</p> <p>坂手島で行われる神事。寛文11～12年（1671～72年）に</p>

	<p>流行した悪疫（あくえき）を鎮めるに始まったのが由来です。汐汲み場での海上安全・豊漁祈願などを行い、まちの中央広場から両端に五色の紙をつけた棒を回して神社に練り込む姿勢で参拝祈願します。</p> <p>○相差天王くじらまつり（7月）</p> <p>観音様が鯨に乗って現れたという伝説から始まった相差町で行われている祭です。鯨みこしが町を練り歩いたあと、海女たちにかつがれ海へ入り、海上安全を祈願します。</p> <p>○大漁祈願祭(御魚取（みとと）り神事) (11月23日)</p> <p>志摩国一の宮で伊射波神社（いざわじんじゃ、通称加布良古の明神さん、かぶらこさん）で行われます。素襖（すおう）を着て、烏帽子をかぶった5人の奉仕者と氏子らが本殿にて刺し網を張り、「大漁じゃ。大漁じゃ」の掛け声とともに新鮮な真鯛やハマチの数々を投げ入れます。魚はお祭りの後に境内で焼き魚にしてお神酒といただきます。</p>
<p>利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項</p>	<p>地域の伝統文化を理解する上で、大きな題材となる祭りですが、地域にとって大切な行事ですので、ツアーで利用することの可否を地域の方々とも検討した上で、しきたりを守るなどの心構えが必要です。</p>

<p>区分</p>	<p>生活文化</p>
<p>細区分</p>	<p>漁村文化</p>
<p>主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性</p>	<p>○海女文化</p> <p>「海女」とは素潜りでアワビやサザエをとる漁を生業とする女性のことです。白浜遺跡（前述）では、アワビを取るアワビオコシや大量のアワビの殻が出土していることから2000年以上の歴史があると考えられます。</p> <p>海女漁は現在も続いており、鳥羽や志摩を中心に多くの海女が活躍しています。</p> <p>○寝屋子制度 ※市指定無形民俗文化財</p> <p>答志地区では男子が15歳になると数人の仲間で相談し、家の広さや人柄などの条件を考慮して寝屋親を頼みに行く慣習があります。寝屋親は寝屋として自宅の一室を貸し与え、子供たちは自宅で夕食を済ませると寝屋に集まり、寝屋子として寝泊りしながら時間を共有します。この仲間たちは実の</p>

	<p>兄弟同様の結束を固めます。寝屋子は27歳で解散しますが、その後も生涯親密な関係を続けます。</p> <p>寝屋の慣習はかつて西日本の漁村でもみられましたが、現在はほとんど残っていません。鳥羽市においても各地で行われていましたが、現在では答志地区においてのみであり、伝統的な慣習を残している点で貴重です。</p> <p>○漁村文化に伴う各種の祭り しろんご祭り、ゲーター祭等</p> <p>※概要は、18 ページ「自然と関わりの深い地域の祭」参照</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>地域独自の文化はツアーの題材としても適切なものですが、それぞれの文化は地元で根ざしたものであり、これらの文化が持つ独自性や純粋性を損なわないような活用方法が必要です。</p>

区分	生活文化
細区分	食文化
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>海女の食文化（海女小屋での魚介類の炭焼きなど）、塩ワカメ、サツマイモの茎、アラメ、伊勢神宮調進所（熨斗あわび）など様々な地域ならではの素材や郷土料理が存在しています。</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>地元の旬の素材を活用した郷土料理等は、自然の恵みや人との関わりを強く感じさせるものであり、積極的に活用していくことが望まれます。</p>

区分	伝統産業
細区分	海産物問屋
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>鳥羽市では、海の恵みである海産物に関わる問屋業が盛んです。</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>海産物については、ツアーやお土産などの利用がなされています。産業としての歴史や特徴などに関する解説が考えられます。</p>

区分	伝統産業
細区分	国崎熨斗鮔（のしあわび）づくり

主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	熨斗鮫とは細く切ったアワビを乾燥させた物で、祝い事に配られます。伊勢神宮に毎年6月、10月、12月の3回に分けて供進される行事が2000年近く続けられています。県指定無形民俗文化財。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	毎年7月上旬には「海土潜女神社例大祭」が開催されます。

区分	生活空間・風景
細区分	漁村風景（路地裏）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	離島などの漁村には、人がようやくすれ違える程度の路地が多く見られ、昔ながらの生活風景が見られます。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	地元の人々の日常の場であり、あいさつや写真撮影にあたっての配慮などが必要です。

区分	生活空間・風景
細区分	〇八
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	答志島の各家庭の壁、船には「〇」の中に「八」が書かれたマークが必ず書かれています。「八」は八幡さん（八幡神社）を意味しており魔よけの役割をします。なお、このマークを書く墨は八幡神社の大漁祈願祭にて、男達によって奪い合われる神聖な墨であるのも特徴的です。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	地元の人々の日常の場にあるものであり、見学や写真撮影、ツアーの実施にあたっては事前に連絡するなどの配慮が必要です。

区分	生活空間・風景
細区分	漁港風景等
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	各漁港や周辺の地域では日々の漁のための漁網の手入れやタコ壺の掃除などの作業風景や、魚介類やワカメが干されている景観や香りなどを感じることができます。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	地元の人々の仕事の間であるため、見学や写真撮影、ツアーの実施にあたっては、事前に連絡するなどの配慮が必要です。

2) その他の観光資源の名称と所在地など

名称・所在地	特性や利用の概況など
牡蠣	鳥羽市のカキ養殖の歴史は古く、昭和2年に浦村町で始まったのが最初とされています。市内の安楽島、小浜、和具浦、畔蛸、千賀、桃取町などでも養殖され、市内水産養殖業の大きな割合を占めています。現在はパールロード沿いに焼ガキ小屋が並びシーズンには多くの来客でにぎわいます。
真珠	鳥羽市は御木本幸吉が世界で初めて真珠の養殖に成功した地です。条件に適した鳥羽湾や英虞湾を中心に広まりましたが、現在鳥羽市での真珠養殖筏（いかだ）はありません。しかし、鳥羽市には多くの小売店があり、記念品やお土産品として活用されています。また近年では真珠婚（30年）にちなんだ真珠婚式が開催されています。
パールロード	鳥羽市と志摩市の海岸沿いを走る道路です。レストランや各種のショップがある鳥羽市国崎の鳥羽展望台からは、360度の展望や美しいリアス海岸の景観も楽しめます。通行料無料。
めだかの学校	樋の山の中腹に立つホテルの直上にあり、1万匹のメダカが群れをなして泳ぐめだかの池や、音楽にまつわるたくさんの人形、風車、水車が設置され、草木染め、折り紙、絵手紙などの教室、鳥羽湾を一望しながら入る無料の足湯なども設けられた小公園です。
映画史跡	三島由紀夫原作の「潮騒」は過去に5度映画化され、いずれも神島でロケが行われています。 「潮騒」は、海女・宮田初江と漁師・久保新治の純愛物語です。三島由紀夫は昭和28年に二度、神島を訪れ、当時の漁業組合長宅に逗留しています。 神島には近畿自然歩道（ハイキングコース）が整備され、「潮騒」ゆかりの場所やロケ地を2時間ほどで歩くことができます。
サザエストリート	鳥羽駅前に海産物店が並ぶ一角です。店舗では焼き立てのサザエのつぼ焼、大アサリ、ヒオウギ貝などが食べられます。
ミキモト真珠島	御木本幸吉が世界で初めて真珠の養殖に成功した島です。島内に真珠の歴史と文化を知る真珠博物館などがあり、世界の真珠の歴史や御木本幸吉の軌跡を学べる御木本幸吉記念館もあります。

志摩マリンレジャー (イルカ島)	観光船で向かうイルカ島ではイルカやアシカのショーが開催され、海のパノラマが楽しめる展望台があります。また、磯観察などでもよく利用されています。
鳥羽水族館	世界屈指の大型水族館です。12のテーマゾーンに分けられた館内で、ジュゴン、アシカ、イルカなどの海獣のほか1,000種類もの海や川の生き物たちの展示のほか、珊瑚礁(さんごしょう)の海を再現したコーラルリーフダイビング水槽も設置されています。
海の博物館	海女や漁、木造船など海に関わる約58,000点(内6,879点が国指定重要有形民俗文化財)の民俗資料を所蔵し、展示しています。建物は日本建築学会賞や公共建築百選にも選ばれています。
相差海女文化資料館	相差(おうさつ)には、鳥羽志摩地域において、最も多くの海女がくらしています。この資料館では、等身大の海女のジオラマや海女の道具が展示され、海女の大きなところに生まれた相差のくらしや歴史、相差のところにふれる体験ができます。
鳥羽みなとまち文学館	画家で風俗研究者でもあった岩田準一がその大半を過ごした家です。館内には本人の絵画などのほか、交流のあった江戸川乱歩や竹久夢二などとの書簡が展示され、江戸川乱歩ゆかりの品を展示した乱歩館もあります。

3) 利用できる制度等

名称	概要
無料車いすレンタル	日本初の無料、地域内の各ステーションへ返却可能な車いすレンタルサービスが行われています。

3. エコツアー実施の方法

1) ルール

エコツアーを推進していくためには、参加者の安全確保、自然観光資源や地域住民の生活環境の保全がなされなければなりません。そのため、本地域におけるエコツアーのルール（地域の取り決め）を定め、鳥羽市エコツアー推進協議会（以下、「協議会」とする）、ツアーを実施するガイドや団体等（以下、「ツアー実施者」とする）、ツアー実施者を含むエコツアーを含む観光に関わる様々な人々（以下、「観光関係者」とする）、ツアーに参加する観光旅行者（以下、「参加者」とする）などの関係者が、このルール及び関係法令等(44~46 ページ)を守るように努め、また守っていただくような取り組みを進めます。

(1) ルールによって保護・維持・向上する対象

- ①観光旅行者や参加者への思いやり（安全、おもてなし等）
- ②自然環境や自然観光資源への思いやり
- ③地域住民（生活環境）への思いやり
- ④史跡・伝統文化
- ⑤その他環境全般
- ⑥ツアーの質
- ⑦農林水産業や土地所有者等との連携・調和

(2) ルールの内容及び設定理由

各ルールとその設定理由は以下のとおりです。

①旅行者や参加者への思いやり（安全、おもてなし等）

ツアー実施者は、参加者募集時及び申し込み時に、安全対策について必ず明示・説明し、参加者はこれを守りましょう。

【設定理由】

ツアー中の服装や靴などの装備の良否は、参加者の怪我や事故防止はもとより、ツアーの楽しさや快適性、ひいては参加者の満足度に大きく影響します。参加者の安全を確保し、満足度を高めるためにも、ツアー実施者は服装やツアーの難易度などの安全対策について、事前にホームページやツアー申し込み時に分かりやすく説明する必要があるため設定します。

ツアー実施者は、ツアー実施時の気象条件を的確に把握し、参加者の安全確保を第一とした上で、ツアー実施の可否や参加者の注意喚起すべき点を検討しましょう。

【設定理由】

ツアー実施者は、大雨、落雷などの悪天候やこれらに付随して発生する自然災害から参加者を守る責任があるため設定します。

ツアー実施者は定期的に救命救急講習を受講しましょう。

【設定理由】

ツアー実施者及び参加者が細心の注意を払っていても、事故が発生してしまう場合があります。万が一の場合にツアー実施者が適切な対応ができるよう救命救急講習は必須であるため設定します。

なお、鳥羽市では毎月 18 日に市民を対象にした救命救急講習が実施されています。

ツアー実施者は必ず保険（傷害保険及び賠償責任保険）に加入し、参加者へは事前に保障内容を説明しましょう。

【設定理由】

事故等が発生した場合には、治療費や入院費などの金銭面においても最大限の対応ができるよう、ツアー実施者は必ず保険に入る必要があります。

保険には、参加者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたり死亡したなどの場合に適用される「傷害保険」とツアー実施者の管理不備などの過失があった場合に適用される「賠償責任保険」がありますが、ツアー実施者は両方の保険に加入することが必要です（*）。また、参加者へ事前説明し理解を得ておくことも必要であるため設定します。

（*）例えば、ツアー実施者が、参加者に対して明らかに危険な行為をさせたために参加者が怪我をした、などの場合には傷害保険は適用されません。

ツアー実施者は、ツアーの実施の前に安全確認・事故防止のためのチェックリスト、緊急時の連絡先（警察署、鳥羽海上保安部、平日・休日の担当医等）や団体内部での連絡網の整備などの情報連絡体制について記載した安全管理マニュアルを作成し、スタッフ間で共有しましょう。

【設定理由】

安全管理はツアー実施上、最も重要な事項です。安全確認・事故防止のためのチェックリストの活用などで事故を防止することはもちろん、万一事故等が発生した場合に、迅速に必要な関係者に連絡ができるよう事前にマニュアルを整理しておくことが効果的であるため設定します。また、関係するスタッフ全員が内容を理解していることが必要ですので、スタッフ間の共有についても併せて設定します。

ツアー実施者は参加者に対する注意喚起も必ず行い、参加者は従いましょう。

【設定理由】

ツアー実施者にとっては当然の注意事項でも、外部から来た参加者にとっては当たり前でない場合もあります。参加者の安全確保のため、事前の注意事項の説明や危険箇所や危険な状況での注意喚起は必ず行われる必要があります、参加者も従うことで安全が確保されるため設定します。

ツアー実施者は救急救命用品や飲料水等を必ず準備しましょう。

【設定理由】

万が一の怪我だけでなく、虫さされなどの場合にも対応できるようツアーに応じた救急救命用品や飲料水等を準備することで、参加者の安全や快適性が確保できるため設定します。

ツアー実施者は必ず下見により危険性を把握しておきましょう

【設定理由】

自然の状況は刻々と変化するため、事前に下見をすることで予期しなかった変化などを把握でき、ツアーの安全性を高めることができます。ツアー実施者がどんなに現地に詳しくても下見は必要なため設定します。

ツアー実施者は、自身の健康状態に常に注意し、感染性の病気などになった場合には、参加者のためにもツアーには出てはいけません。またツアーにおいて飲食物を提供する場合は、必ず関係法令や HACCP（*）などの衛生管理手法に基づいた適切な提供をするよう十分注意しましょう。

【設定理由】

例えば、万一ノロウイルスなどに感染したことを知らずにガイドがツアーを行った場合、参加者に感染が及ぶことも十分考えられます。また、ガイドが提供した飲食物によって参加者が食中毒を起こすようなことも考えられるため設定します。

なお、万一ノロウイルスの感染や食中毒などが発生すれば、場合によっては参加者が宿泊した施設や出入りした施設への影響が発生し、地域の観光全体に悪影響を及ぼしかねませんので、各ツアー実施者は細心の注意を払わなければなりません。

（*）HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point:ハサップまたはハセップ）は 食品を製造する際に工程上の危害を起こす要因を分析し、それを最も効率よく管理できる部分を連続的に管理して安全を確保する管理手法です。

観光関係者は、参加者は鳥羽市を訪れたお客様であることを充分意識し、基本的な接客マナーを習得し、ホスピタリティー（思いやり、おもてなしの心）をもって、観光旅行

者に接しましょう。

【設定理由】

参加者は、外部から本地域を訪れた「お客様」です。参加者の満足度やリピート意向には、ツアーの内容だけでなく、迎える側の態度や接し方も大きく影響しますので設定します。

②自然環境や自然観光資源への思いやり

動植物の観察では、本来の生態や環境に可能な限り影響を与えないようにしましょう（観察方法に配慮する、餌付けをしないなど）。影響があるかどうか分からない場合は、直接又は協議会を通じて専門家に助言を求めましょう。専門家は適切に対応するよう努めましょう。

【設定理由】

例えば、冷たい海水中に生息している生物の中には、直接人の手でつかんで観察すると個体を弱らせてしまう場合もあります。自然観光資源を保全し、本来の野生の姿を残していくため設定します。

ツアー実施者は、野生動植物やその生息・生育環境に悪影響がでないよう、ツアーの定員を設定しましょう。

【設定理由】

参加人数が多すぎるため、植物の踏みつけ等が発生するような場合には、自然環境に悪影響を与えるため設定します。

協議会、ツアー実施者及び専門家は希少な動植物の生息・生育場所等に関する情報は公開や紹介をしないようにしましょう。また、ツアーの実施に際しては、希少種に対し特段の配慮をしましょう。

【設定理由】

本地域の豊かな自然の中には希少な動植物も生息・生育しています。これらの生息場所等の情報がみだりに公開されれば、密漁や盗掘などにつながり、自然環境が脅かされるため設定します。

ツアー実施者は、本来生息・生育していない生物を他地域から持ち込まない必要性があることを参加者に説明しましょう。

【設定理由】

本地域の貴重な在来生態系を外来生物から保全するため設定します。

ツアー実施者は、自然環境の異変やその兆候に気づいた場合には、速やかに協議会に報告しましょう。報告を受けた協議会は、専門家等と対策について検討します。

【設定理由】

後述のモニタリングとも関係しますが、本地域の自然環境に異変が生じている場合は、できるかぎり早い時点で対策をはじめることが効果的であるため設定します。

③地域住民（生活環境）への思いやり

ツアー実施者は、地域住民の住居周辺や生活の場をツアーで利用する場合は、事前に地域住民に説明し了承を得ましょう。またツアー実施者や参加者は無断で私有地などに立ち入らないようにしましょう。

【設定理由】

地域住民の方々の理解を得るとともに、各種のトラブルを未然に防止するため設定します。

④史跡・伝統文化

ツアー実施者は、参加者に対して史跡や建物などに傷をつけたり、落書きしたりしないよう事前に注意しましょう。参加者はこれを守りましょう。

【設定理由】

史跡等の資源を守るため設定します。

⑤その他環境全般

ツアー実施者はツアー中に発生したゴミは全て持ち帰るとともに、ツアー中に発見したゴミもなるべく持ち帰り、持ち帰ったゴミはツアー実施者または参加者において適切に処分しましょう。参加者は自分で持ち込んだゴミは自分で持ち帰るようにしましょう。

【設定理由】

ツアーにおいては、自然観光資源の保全への貢献だけでなく、環境全般に対する負荷も少なくすることが理想的です。リサイクルできるゴミもありますが、焼却や埋立て等を行わなければならないものもあります。ゴミの発生を抑える意識を高めるため設定します。

ツアー実施者や参加者は、砂浜や林内でのたき火（直火）はしないようにしましょう。

【設定理由】

火災などの災害の防止及び環境保全のため設定します。なお、たき火はしばしば火災と見間違えられるため、実施可能な場合でも事前に消防署への届出が必要です。

⑥ツアーの質

ツアー実施者は、エコツーリズムの基本的な考え方や本構想の内容を理解しておきましょう。協議会は、必要に応じて本構想に関する説明会や構想の周知に利用できる資料の作成などを実施します。

【設定理由】

地域全体で取組を進め、資源の保全や地域の振興に結びつける上で、関係者が理解しておくべき内容であるため設定します。

ツアー実施者は、ツアーの開始時刻や終了時刻を守りましょう。

【設定理由】

多くの参加者は様々な予定がある中で、ツアーに参加します。ツアーに参加したことで参加者の予定が狂わないよう注意する必要があるため設定します。

ツアー実施者は、参加者に対して、ツアーの開始時にスケジュールや概要、各種の注意事項について説明し、終了時にはまとめの挨拶も行いましょう。

【設定理由】

参加者に安心して楽しんでいただくために設定します。

ツアー実施者は、ツアーの内容を考慮し、参加者全員が楽しめるような定員設定に配慮しましょう。

【設定理由】

前述の自然環境保全だけでなく、ツアーの楽しさを維持する観点からも定員への配慮は必要です。

ツアー実施者はアンケートの実施など参加者の感想の把握に努め、より質の高いツアーになるよう努めましょう。

【設定理由】

参加者の感想を聞くことで、ツアーの改良点や魅力となっている点が明らかになり、より質の高いツアーへと改善することができるため設定します。

⑦農林水産業や土地所有者等との連携・調和

ツアー実施者はツアーで使用する土地の所有者や権利関係について事前に調べておき、ツアーの実施に先だって事前の相談や調整を行い、関係者の承諾を得ておきましょう。

【設定理由】 ツアーの実施が土地への不法侵入やその他の権利の侵害にあたらないようにするために設定します。なお、土地所有者については津地方法務局伊勢支局で、関係する権利関係等については鳥羽市役所などで調べることができます。

ツアー実施者は、ツアーで海域を利用する場合、利用する海域の漁業について事前に調べておき、必要に応じて事前に漁協等との相談や調整を行なっておきましょう。

【設定理由】

ツアーの実施が漁業権侵害（漁業を妨害する行為）にあたらないようにするため設定します。なお、漁業権については鳥羽磯部漁協や三重県伊勢農林水産事務所などで調べることができます。

釣りをを行うツアーでは、一部地域におけるまき餌の種類を制限する指示がありますので、これを遵守しましょう。

【設定理由】

釣りの際に行われるまき餌が水質汚染などにつながるおそれがあるため、三重海区漁業調整委員会では一部地域でのまき餌の種類を制限する指示を行っているので、これを遵守しましょう。

(3) ルールを適用する区域

本地域全域（鳥羽市全域）とします。

(4) ルールの運用に当たっての実効性確保の方法

各ツアー実施者が行うツアーや観光関係者の取組がルールに適合するよう次の方法で実効性を確保します。

①チェックリストの作成

観光関係者が自分でチェックできるよう、協議会にて本構想で定めたルールの一覧表を作成し、紙媒体や電子データにて配布します。

②参加者への説明

ツアー実施時において、参加者がルールを理解できるよう、ツアー実施者が参加者に対して必要なルールとその理由も説明することで、参加者の理解を深め、より協力が得られるようにします。

③定期的なチェックの実施

ツアー実施者は、自らのツアーや関係する取組がルールを守っているかセルフチェックし、必要ならば内容を改善します。

④協議会によるアドバイス

観光関係者が、ツアーのルールに適合するかどうか判断に迷う場合には、協議会が相談を受け付け、適切なアドバイスを行います。

⑤ルールの定期的な見直し

協議会が行う本構想の見直しにあわせてルールも見直します。なお、特に緊急の必要性がある場合には、ルールのみを見直しも行います。また、本ルールでは不十分と判断される場合は、問題点を整理し、特定自然観光資源の指定や法令等による対応も検討します。

2) ガイダンス及びプログラム

(1) 本地域におけるツアー実施の基本的な考え方

前述の「鳥羽エコツーリズム宣言」を基本的な考え方とし、「循環」と「連携」の仕組みを地域へ取り入れながら、この使命を果たすことを目的として実施します。

(2) 主な案内（ガイダンス）及びプログラムの内容

一般的な案内（ガイダンス）の方法には専門のガイドが直接解説や体験の指導する方法のほかに、解説板やパンフレット等による間接的な方法があります。本地域のエコツーリズムにおける案内の方法は、ガイドが直接案内・解説したり、体験の指導をする方法を主としながら、補助的に間接的な案内方法も活用するものとします。

①豊かな自然を活用したツアー

a) 海的环境を活かしたツアー

鳥羽湾は伊勢志摩を代表する景観地であり、その海を活用した様々なツアーが実施できます。

◎主な体験

- ・カヌー、シーカヤックを活用した海上ツーリング

b) 離島の自然を活用したツアー

鳥羽市は有人の4島をはじめ、多数の離島が存在し、その独特な環境から様々な自然も見られます。特に無人離島ではほぼ手つかずの自然が残されています。また菅島では蛇紋岩に特徴的な自然環境も見られます。

◎主な体験

- ・無人島探検
- ・無人島の磯場での生き物観察

c) 多様な生物の魅力を活用したツアー

海と山の自然に恵まれた鳥羽市には、様々な生物が生息しています。これらの生物たちの興味深い生態や特徴を紹介するツアーなどが行われています。

◎主な体験

- ・磯での生物観察
- ・シースルーカヤックやシュノーケリングによる海藻の森と様々な生物の観察
- ・ホタルや海ほたるの観察
- ・釣りツアー ※まき餌の種類を制限する指示あり

d) 自然の恵みの味を活かしたツアー

魚介類や海草類など鳥羽の豊かな自然の恵みである各種の食材（アワビ、牡蠣、イセエビ、タコ、タイ、サザエなど）の魅力を活かしたツアーも行われています。

◎主な体験内容

- ・イセエビなどを使った料理教室
- ・早春のワカメ刈り
- ・地元の人々が食べている食材のつまみ食い
- ・商品になりにくい未利用魚を食べる、料理教室

②伝統的な文化や生活を活かしたツアー

a) 市街地や離島の街並み・生活文化を活用したツアー

港町や離島ならではの街並みや生活風景が今も残されており、これらの魅力を活用したツアーも行われています。

◎主な体験

- ・路地裏の散策

b) 歴史を活用したツアー

鳥羽市を含めた志摩地方は古くから「御食国（みけつくに）」として知られており、また天然の良港であり風待ち港として、九鬼嘉隆の本拠地として栄えました。また現在でも江戸・明治時代の町屋の面影も残る様々な時代の歴史が刻まれた町です。

◎主な体験内容

- ・様々な歴史資源を巡る町歩き

c) 海女文化・生活を活用したツアー

海女の文化や生活は、地域性も高く鳥羽の大きな特徴です。海女の文化や生活を活用した様々なツアーが実施検討されますが、実際に生活している海女が関わるものであり、活用においては慎重な配慮が必要です。

◎主な体験内容

- ・海女小屋を活用した海女の生活や食を体感
- ・海女から漁などについて話を聞く

d) 日常の生活を活用したツアー

鳥羽市では上記の海女文化以外にも古くから港町・漁師町として栄えてきた様々な生活が今も息づいています。特に遠方から訪れる観光旅行者には、これらの生活の様子は大きな魅力となります。ただし、ツアーとして活用する場合には、上記の海女文化と同様、慎重な配慮が必要です。

◎主な体験内容

- ・路地歩き
- ・離島の生活の体験

e) その他の伝統技術・産業技術を活用したツアー

地域の漁業文化・海女文化に根ざした伝統技術・産業技術などが存在しており、これらを活用したツアーも実施されています。

◎主な体験内容

- ・干物作り
- ・貝紫染め
- ・間伐体験作業

③みんなが楽しめるツアー

鳥羽市を含む伊勢志摩地域は我が国を代表する自然の景勝地・観光地です。障害や高齢などの理由で移動に困難が伴う場合でも、この地域を楽しんでいただけるための取組が進められています。

◎主な体験内容

- ・水面に浮かぶことができる車いすを活用した自然体験

(3) 実施される場所

ツアーで活用できる自然観光資源やその他の資源は市内全域に存在しています。したがって、市内全域で行われます。

(4) プログラムの実施主体

鳥羽エコツーリズムでは、ツアー実施者だけでなく関連する個人や観光関係者などが連携して、観光旅行者を案内したり、地域や資源について解説などを行うのが大きな特徴です。個別のツアーについては、企業やボランティア団体等が既に行っているものもあり、今後活動がさらに発展していくことが期待されますが、前述した本地域の特徴を踏まえれば、鳥羽エコツーリズムにおいては、「鳥羽の全ての人々が実施主体」ともいえます。

(5) プログラムのモニタリングと改善

参加者に高い満足度を与える質の高いツアーを継続して実施するために、前述のルールに則り、ツアーの質を向上させていきます。

また、後述する自然観光資源のモニタリング及び評価の結果を受けて必要に応じてプログラム内容も改善します。

3) モニタリング及び評価

ツアーで活用されている自然観光資源については、保全の観点から継続的にモニタリングを行い、必要に応じて対策を行い、改善していくことが重要です。

ツアーによる影響やツアー以外の要因による影響など様々な影響や変化が想定されますが、モニタリングは「継続的に行える」ことを第一に考え、各自然観光資源に接する機会が最も多いと考えられるツアー実施者が主に行うことを基本とします。

なお、本構想では、自然観光資源だけでなくツアーの質や地域住民の方々の意識についてもモニタリングを行い、地域への普及の度合いや課題などについても検討します。これらのモニタリングの結果は必要に応じて、鳥羽エコツーリズムやツアーのあり方（ルール）にも反映していきます。

(1) モニタリングの対象と方法

モニタリングの対象は次に示す4つとし、各ツアー実施者や関係者は、ツアー実施時や下見時に気づいた点があれば、随時協議会に電話、FAX、協議会ホームページ及びメール等で報告します。

協議会は、各ツアー実施者にモニタリングの対象や必要な事項についてアンケートを行います（年1回程度）。

- ① ツアーで活用している動植物の生息地・生育地の状況
- ② 伝統文化、生活文化、地域住民の状況
- ③ 海域環境
- ④ その他の自然観光資源（地形・地質、自然景観、史跡など）

報告様式・記載例

① ツアーで活用している動植物の生息地・生育地の状況

- ・ 報告者名（所属）
 - ・ 日時
 - ・ 場所
 - ・ 内容（例）
 - ・ 希少種の〇〇が盗掘されていた。警察への通報済み。
 - ・ 外来種である〇〇が初めて確認された。
 - ・ ツアー客の増加により、〇〇の群落内へのゴミ投棄が増えた。
 - ・ 昨年比べて〇〇の開花が多い様子（〇〇からの写真撮影済み。）
- など

② 伝統文化、生活空間・風景、地域住民の状況

- ・ 報告者名（所属）
 - ・ 日時
 - ・ 場所
 - ・ 内容
（例）
 - ・ 地域住民の方より「ツアー参加者が勝手に敷地内に入って写真を撮影していた」との苦情有り。
 - ・ ツアーで参加者の反応がよかった〇〇家の古民家を取り壊される予定との情報有り。
 - ・ 地域住民の〇〇様より「〇〇ツアーで自分の敷地を利用しているが、事前に相談がなかった。使ってもらって問題はないが、一言あいさつがほしい」との話があった。
 - ・ 〇〇の壁に落書き（破損）あり、
- など

③ 海域環境

- ・ 報告者名（所属）
- ・ 日時
- ・ 場所
- ・ 内容
（例）
 - ・ 昨年に比べ、海草・海藻類の生育が遅い様子。
 - ・ 〇〇浜で多数の漂着ゴミ確認。個人では取りきれない量。
 - ・ 〇〇海岸の磯で一般観光客がアワビなどを採取していたため、口頭で注意。念のため

漁協へも連絡済み。

④その他の自然観光資源（地形・地質、自然景観、史跡など）

・ 報告者名（所属）

・ 日時

・ 場所

・ 内容

（例）

・ ○○海岸の○○岩の侵食が年々進んでいる。早めの対処が必要と思われる。

・ ○○展望台からの眺望が、隣接するアカマツの成長に伴い見づらくなっている。

(2) モニタリングに当たっての各主体の役割

協議会 → モニタリングの情報収集、編集、公表

ツアー実施者・関係者全般 → 現場情報の報告

参加者 → モニタリングへの参加、募金などの協力

各関係団体 → 各専門の見地から情報提供等

有識者・専門家 → 各専門の見地から評価及び改善方法の提案

行政（国、県、市） → モニタリングの結果を受け、必要な対策を調整

(3) 評価の方法

上記の方法で得られた情報を基に専門家の意見聴取が必要と判断された場合、協議会より該当する分野の専門家に評価および改善方法の提案を依頼し、その結果を踏まえて協議会で対策の実効策等について検討します。

（検討内容）

- ・ 自然観光資源の存続上の問題の有無
- ・ ツアーの実施による影響の有無と程度
- ・ 対策の方向性・内容

(4) 有識者や専門家の関与の方法

協議会において専門家の意見聴取が必要と判断された場合に、協議会から提出された情報を基に評価を行い、必要に応じて改善方法を提案します。

(5) モニタリング及び評価の結果の反映の方法

モニタリングの評価結果から検討される対策の程度によって、反映方法を以下の3つに分類します。

①個別のツアー実施方法の改善により対処が可能なもの

協議会が、ツアー実施者に対して必要な対策について周知・指導する。

②ツアー実施者同士の調整が必要なもの

協議会の場において、ツアー実施者同士の話し合いの場を設けて検討・調整する。

③ツアー実施者や協議会では対応が困難なもの

協議会、ツアー関係者団体などから関係機関へ働きかける。または、特定自然観光資源への指定も検討する。

4) その他

(1) 主な情報提供の方法

主に次の方法により、鳥羽エコツーリズムに関する情報を市の内外に幅広く提供していきます。

①協議会のホームページ

現在では多くの人々がインターネットを活用して情報を収集しています。協議会では平成25年3月にホームページを開設しました。

②市報等、行政機関の広報

本構想作成のお知らせや概要といったエコツーリズムに関する周知だけでなく、必要に応じてツアーの紹介なども周知します。また、本構想が作成されることにより、主務省庁による広報（法第7条）の効果も期待できます。

③マスメディアへの情報提供

旅行雑誌や新聞、テレビ等に本地域のエコツーリズムやツアーが取り上げられるよう、協議会や観光関係者から積極的に働きかけていきます。また、それぞれの主体においても、どのような内容ならばマスメディアに取り上げられるのかなどの点について、常に情報収集や研究を行います。

④観光関係施設（宿泊施設、販売店、交通機関等）への情報提供

ツアーの案内リーフレットやポスターを作成、配布し、各施設関係者にも、エコツーリズムやツアーについての情報を提供するとともに、理解や協力を得られるよう努めます。

⑤観光関係者のホームページの活用（市、各実施者、観光協会等）

協議会やツアー実施者などは、観光関係者などの関係団体のホームページ等でもエコツーリズムやツアーについて取り上げていただくよう協力を要請していきます。

⑥エコツーリズムの取組に関するリーフレット等の作成

必要に応じて協議会などでエコツーリズムやツアーに関するリーフレットの作成や配布を検討します。

(2) エコツーリズムに関わる人々の育成又は研鑽の方法

ガイドをはじめとする鳥羽の人々は、参加者と直接交流しながら本地域の魅力を伝え、

参加者の感動を呼び起こすという重要な役割を担っています。そのため、参加者の大きな満足度を得るためにも、本地域におけるガイドをはじめとする観光関係者の育成と質の向上に努めます。

また、本地域のエコツーリズムやツアーの質を高めていくためには、安全管理やリスクマネジメントに関する基礎知識はもとより、マーケティングに関する知識や経験、商品企画力、関係者と連携・調整して新たな課題に取り組む能力も必要となります。

本地域では、上記のような能力をもつガイドやプロデューサー的な役割を担える人材を育成するため、協議会において人材育成やスキルアップ講習の実施も検討していきます。

(3) エコツーリズムに関わる人々間の調整、新規参入事業者への対応

協議会は、現場で実際に生じている問題や、ツアー実施者が困っている点などを話し合う場を提供し、各ツアー実施者などの関係者が抱える問題の解決や学びのための話し合いの場となるよう配慮します。調整が必要な事項について、協議会における調整等も検討します。また、新規参入者には、協議会および加盟団体等から協議会への入会を積極的に勧めます。

(4) 関係団体との連携

エコツーリズムは鳥羽市内のみで完結するものではなく、より広域的に連携していくことがより高い効果を生み出す場合も少なくありません。伊勢志摩ガイドの会等との連携・調整も協議会や観光関係者などで積極的に行っていきます。

4. 自然観光資源の保護及び育成

1) 特定自然観光資源の指定について

本地域の自然観光資源の多くは、伊勢志摩国立公園や他の関係法令等により現状においても概ね保全が図られていると判断されるため、今回の構想の作成にあたって特定自然観光資源の指定は行いません。

ただし、既存の法令等で保全が図られない等、自然観光資源の保護を図る上で特定自然観光資源への指定が必要と判断される状況が生じた場合には、協議会において特定自然観光資源の指定を検討します。

2) その他の自然観光資源

(1) 自然観光資源の保護及び育成の方法

本構想に書かれたルールを関係者が守るよう協議会や専門家などの関係者から普及啓発や必要な取組を進めることで、自然観光資源の価値が損なわれないよう保護及び育成を進めます。また、モニタリングの結果に基づき、より一層の保護や育成などの対策が必要であれば、専門家からの意見をふまえて協議会において対応を協議し、観光関係者の協力も得て実施に向け調整します。

(2) 自然観光資源に関する主な法令及び計画など

①関係法令

名称	指定区分	対象地域・物等	制限される内容 ／推進する事項	担当部局
自然公園法	伊勢志摩国立公園	市内のほぼ全域	工作物の新改増築、木竹の伐採、植物の採取、鉱物や土石の採取等の制限	環境省（中部地方環境事務所・志摩自然保護官事務所）
森林法	保安林	民有林	立木の伐採、家畜の放牧、下草・落葉・土石・樹根の採取、土地の形質の変更（掘削、盛土等）等の制限	三重県（伊勢農林水産事務所）
・文化財保護法 ・三重県文化財保護条例 ・鳥羽市文化財保護条例	文化財	天然記念物、有形文化財、無形文化財等	現状の変更や保存に影響を及ぼす行為の制限	文化庁、 三重県教育委員会、 鳥羽市教育委員会
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に		全域・野生鳥獣	捕獲の禁止等	三重県（伊勢農林水産事務所）

関する法律				
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律		全域・特定外来生物	飼育・栽培・保管・運搬・譲渡し・譲受け（販売）、野に放つこと等の禁止	環境省（中部地方環境事務所）
三重県自然環境保全条例		全域・指定地域	多様な自然環境の保全、生物の多様性の確保、自然とのふれあいの確保	三重県（伊勢農林水産事務所）

②関連する計画や制度等

次のような県の計画がありますが、鳥羽のエコツーリズム推進の方向性と合致していません。

計画等名称	概要
三重県環境基本計画	基本目標Ⅰ：環境への不可が少ない持続可能な社会づくり 基本目標Ⅱ：自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり 基本目標Ⅲ：やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造 基本目標Ⅳ：自主協同による環境保全活動の促進

3) 関連する取組

◎間伐材の活用

鳥羽市内の放置された山林において、間伐したウバメガシを薪として活用しています。間伐することにより、森林の成長がうながされ、土壌の流出防止などに貢献しているだけでなく、薪は伊勢志摩地域の特産品の一つである「波切節」の製造にも活用されています。また、これらの薪は「地域では、当たり前と思われていても、外から見ると、実はビジネス価値が高い」ものとして三重県により「三重のバイオトレジャー」として選定されています。

◎アサリの養殖

浦村ではかつてアサリも捕れていましたが水質の悪化などによりほとんど捕れなくなっていました。一方、鳥羽の特産品であるカキからは大量のカキ殻が廃棄物としてでていますが、これを粉砕して製造した粒と砂利をネットにいれ浜辺に並べることで、水質が改善されアサリにとって好適な海辺環境を作り出すことができます。このようにして育てられたアサリは通常のものより早く大きく育つことが確認されており、将来的に地域産業の一翼を担うことが期待されています。

◎藻場の再生

海の中の海藻の森（藻場）がなくなり、岩場がむきだしになる「磯焼け」が進んだ箇所において、アマモやアラメなどの藻場を再生する事業が地元漁業者や子ども達等によって各地で行われています。

◎未利用魚の利用

捕れても「見た目が悪い」、「知名度が低い」などの理由から商品化されず地元などだけで利用されていたアカエイ、ヤドカリなどの魚介類を活用した試食会や料理教室などの取組が始まっており、漁業、飲食店業などとの連携が進められています。

◎漁業関係者による取組

漁業関係者により環境・生態系保全のための植樹活動、海浜清掃事業、合成洗剤より環境負荷の低い天然石鹼の普及活動、森・川・海をつなぐ運動などの様々な活動が行われています。

◎カキ殻の活用

鳥羽市の重要な特産品であるカキは利用の際に大量のカキ殻が廃棄物として出されますが、このカキ殻を水質浄化や、石灰分を活用した土壌改良材として活用する取組が行われています。

◎漂着ゴミ対策

伊勢湾口部に位置する鳥羽では、答志島などの離島を中心に愛知、岐阜、三重の河川から流れ出たゴミが多量に漂着する問題が発生しています。これまでもこれらのゴミを撤去する作業やゴミの抑制を呼びかける運動が行われてきましたが、三重県では平成 24 年 3 月に「三重県海岸漂着物対策推進計画」を策定し、最重点区域（鳥羽市を含む）における海岸漂着物の回収・処理を促進する取組を進めています。その中の一つには伊勢湾流域圏から広く清掃活動に参加していただけるよう、海洋環境の体験学習や現状確認、清掃活動などを組み合わせたツアーの実施も含まれており、エコツーリズムの一環として地元と連携した取組も今後進められていく予定です。

◎密漁パトロール（注意喚起）

シュノーケリングツアーの際に密漁パトロール（注意喚起）も併せて実施することで、密漁の防止と普及啓発に取り組んでいます。

◎関係者による様々な取組

一部の宿泊施設での食品残渣のリサイクル、真珠養殖に伴う廃棄物のリサイクルによるゼロエミッション活動、水族館で活用した濾過器の洗浄水を浄化して排水する仕組みなどの取組が進められています。

5. 協議会の参加主体

1) 協議会に参加する者の名称又は氏名、その役割分担

※順不同。平成25年11月現在

役職	部会	団体（組織）等	役職	氏名
会長		海島遊民くらぶ	代表	江崎 貴久
副会長	普及啓発部会（部会長）	鳥羽市観光協会	次長	世古 晃文
副会長	循環・連携部会（部会長）	島の旅社推進協議会	事務局長	山本 加奈子
監事	普及啓発部会	NPO 法人伊勢志摩バリアフリー ツアーセンター	事務局長	野口 あゆみ
監事	普及啓発部会	(財)伊勢志摩国立公園協会	事務局長	滋野 峻
会員	循環・連携部会	鳥羽磯部漁業協同組合	代表理事組合長	永富 洋一
会員	循環・連携部会	鳥羽志摩農業協同組合	鳥羽支店長	斉藤 啓吉
会員	循環・連携部会	いせしま森林組合	参事	玉串 憲一
会員	循環・連携部会	鳥羽商工会議所	経営指導員 補助員	岩崎 織江
会員	循環・連携部会	鳥羽市旅館組合連絡協議会		迫間 優子
会員	循環・連携部会	鳥羽商店会協同組合	理事長	中北 厚
監事	普及啓発部会	鳥羽観光施設連合会	事務局長	仲世古 大紀
会員	循環・連携部会	鳥羽市自治会連合会	副会長	中村 幸照
会員	普及啓発部会	海の博物館	館長	石原 義剛
会員	普及啓発部会	鳥羽ガイドボランティアの会	会長	濱口 巖
会員	普及啓発部会	相差海女文化運営協議会	会長	野村 秀光
会員	循環・連携部会	兵吉屋はちまんかまど	代表取締役	野村 一弘
会員	循環・連携部会	鳥羽まちなみ水族館	実行委員長	水谷 伸子
会員	普及啓発部会	パドルコースト	代表	吉角 立自
-	普及啓発部会	海島遊民くらぶ	事業部長	兵頭 智徳
会員	循環・連携部会	環境省中部地方環境事務所	志摩自然保護官	藤田 和也
会員	普及啓発部会	三重県農林水産部 みどり共生推進課	自然公園班長	真弓 伸郎
会員	普及啓発部会	三重県雇用経済部 観光・国際局観光誘客課	課長	安保 雅司
会員	循環・連携部会	鳥羽市環境課	課長	東川 元洋
会員	事務局	鳥羽市観光課	課長	山下 正樹 (村田 直) (中村 元気)

◎協議会の活動方針

協議会の活動やその理念を通して、一人でも多くの市民や観光関係者等が鳥羽市のまちの魅力の保全意識を高めると同時に、効果的にその魅力を活用する方法を見出し、鳥羽市の地域経済や魅力が長い将来まで循環する、鳥羽市の住民や来訪者が共に幸せを感じることができるまちを目指します。

◎それぞれの部会の役割

- ・普及啓発部会：鳥羽エコツーリズムの普及と啓発
鳥羽エコツーリズムの理念や方向性をさまざまな方法で情報発信し、地域内外へ普及と定着を図ります。
- ・循環・連携部会：地域内の「循環」と「連携」を促進
地域内における循環や連携を促し、地域資源の保全、産業の持続活性化を図ります。

6. その他エコツーリズムの推進に必要な事項

1) 地域振興

(1) 地産品の活用

ツアー実施者が、ツアーで使用する商品や飲食物などは、地元資本の事業者が作ったものなどを積極的に利用したり、商品の特徴や良さを参加者に説明することで、参加者も納得して購入することができ、地域の経済的な振興にもつながります。

(2) 滞在日数増加のための取組

観光関係者は、鳥羽市への観光旅行者の宿泊や連泊型の滞在利用につながるよう、可能な限り地域内で実施されるツアーの情報を提供します。

(3) 地域回遊、リピーター育成のための取組

ツアー実施者は、ツアー参加者に対して本地域における他の観光資源やツアーの魅力、季節毎の魅力を積極的に紹介することで、参加者が本地域内を回遊したり再訪するよう働きかけます。

2) 地域の生活や習わしへの配慮

(1) 地域の生活や習わしに対する配慮事項

ツアー実施者及び参加者は、ツアーが本地域や周辺地域の住民の生活や文化に悪影響を及ぼさないように配慮します（詳細はルール「地域住民（生活環境）への思いやり」を参照）。

3) 農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和

(1) 農林水産業などとの連携方策や配慮事項

「農林水産業や土地所有者等との連携・調和に関するルール」（29 ページ）参照

4) 他の法令や計画等との関係及び整合性

(1) 関係法令

名称	指定区分	対象地域・物等	制限される内容 ／推進する事項	担当部局
自然公園法	伊勢志摩国立公園	市内のほぼ全域	工作物の新改増築、木竹の伐採、植物の採取、鉱物や土石の採取等の制限	環境省（中部地方環境事務所・志摩自然保護官事務所）
森林法	保安林	民有林	立木の伐採、家畜の放牧、下草・落葉・土石・樹根の採取、土地の形質の変更（掘削、盛土等）等の制限	三重県（伊勢農林水産事務所）

・文化財保護法 ・三重県文化財保護条例 ・鳥羽市文化財保護条例	文化財	天然記念物、有形文化財、無形文化財等	現状の変更や保存に影響を及ぼす行為の制限	文化庁、 三重県教育委員会、 鳥羽市教育委員会
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律		全域・野生鳥獣	捕獲の禁止等	三重県(伊勢農林水産事務所)
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律		全域・特定外来生物	飼育・栽培・保管・運搬・譲渡し・譲受け(販売)、野に放つこと等の禁止	環境省(中部地方環境事務所)
漁業法		漁業権が設定されている海域	漁具を壊したり、漁業の邪魔をする行為、漁業権の対象となっている魚や貝を捕る行為、魚や貝にとって有毒な物質を流したり、死なせる行為等の制限	三重県(農林水産部水産資源課・水産経営課)
遊魚のまき餌釣り等に関する委員会指示		的矢湾を除く鳥羽市沿岸の共同漁業権の設定されている海域	餌料種類の制限(オキアミなどのアミ類の使用禁止)	三重海区漁業調整委員会
三重県自然環境保全条例		全域・指定地域	多様な自然環境の保全、生物の多様性の確保、自然とのふれあいの確保	三重県(伊勢農林水産事務所)
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流に関する法律		農林漁業が重要な事業である地域及びすでに市街地を形成している区域以外の地域等	定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化	農林水産省(東海農政局)
離島振興法			離島の自立的発展の促進や島民の生活の安定及び福祉の向上等	国土交通省
旅行業法			旅行業を営む場合の登録	観光庁 三重県(観光・国際局観光政策課)

道路交通法			道路を通行する場合の規制等	警察庁
道路運送法			旅客を自動車で運送する場合の許可制度	国土交通省
医師法			医療行為に関する規制	厚生労働省

(2) 関連する計画や制度等

次のような県、市の計画等がありますが、いずれもエコツーリズム推進の方向性と合致しています。

計画等名称	概要
三重県環境基本計画	基本目標Ⅰ：環境への不可が少ない持続可能な社会づくり 基本目標Ⅱ：自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり 基本目標Ⅲ：やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造 基本目標Ⅳ：自主協同による環境保全活動の促進
みえの観光振興に関する条例	基本的施策 ・国内外に対する観光宣伝活動の強化 ・魅力ある観光地の形成及び人材の育成 ・観光旅行を促進するための環境の整備
三重県観光振興基本計画	めざすべき姿 ・国内外に対する観光宣伝活動の強化 ・魅力ある観光地の形成及び人材の育成 ・観光旅行を促進するための環境の整備
第五次鳥羽市総合計画	鳥羽市の将来像「真珠のようにきらり輝く鳥羽 ^{まち} 」 【政策の柱】 1. 学びたい・働きたい・住みたいという思いが育つまち 2. 鳥羽ファンと市民が幸せをわかちあうまち 3. 自然と調和した営みが広がるまち 4. 生きがいや安心をみんなで作るまち 5. 無駄なく、効果の高い行政経営が進むまち
鳥羽市観光基本計画	鳥羽観光の目標 ・国際観光時代をリードする”海洋文化都市”の形成 ・皆が幸せを感じる、やさしい鳥羽 ・自立自走できる地域経営の核となる観光産業の持続的発展

5) 環境教育の場としての活用と普及啓発

環境教育は、自然をはじめとする環境の保全に配慮した持続可能な社会を実現するために必要な教育です。環境教育には様々な手法がありますが、エコツーリズムでは特に自然とのふれあいを通じ、自然や様々な生命への理解を深めるとともに、それらの保全に対する配慮ができる心を育てる点において効果があげられると期待されます。

(1) 地域住民に対する普及啓発の方法

外部から来られる参加者だけでなく、地域住民の方々にこそ知っていただきたい環境問題も少なくありません。これらの地域住民の方々を対象としたツアーの実施に努めるとともに、外部からの参加者向けのツアーにおいて、地域住民の方々がボランティアとして協力したり、地域住民と接する機会を企画したりして、地域住民への普及啓発を進めます。また、公民館やコミュニティーセンターなどでの社会教育活動を通じて、普及啓発を進めます。

(2) 子どもたちへの環境教育の推進

エコツーリズムを通じて、子どもたちに環境問題への理解を深めてもらうことは、地域社会の将来にとっても非常に有益であることから、保育所や幼稚園、学校等を対象としたエコツアーの実施を推進していきます。さらに地域に暮らす子どもたちが地域の自然への理解を深めることは、環境保全だけでなく地域の自然や密接な関わりのある産業を愛する心を育てることにつながり、将来的に鳥羽の良さを伝える役割を担う人材に育っていくことが期待できます。

◎代表的な取組：島っこガイド

菅島の小学校の子どもたちがガイドとして、自分の一番好きな菅島を案内する取組です。いくつかのコースがあり、それぞれのコースに子どもたちがガイドとして同行します。自然豊かな漁村で生まれ育った子どもたちならではのガイドが楽しめます。この取組を通じて子どもたちがより島や島の環境について学び、環境の保全や地域を愛する心が育まれること、また、ツアーに参加する他地域の子どもの交流を促す機会をつくることを目的にしています。

(3) 案内（ガイド）及びプログラムの実施に当たっての留意点

環境教育の場として活用と普及啓発を図るため、案内（ガイド）及びプログラムの実施に当たっては、次の点に留意します。

① ツアー実施者、観光関係者、地域住民の意識と理解を深める

ツアー実施者や観光関係者、そして地域住民が、地域の環境問題について正しく理解をしていることが重要です。ツアー実施者や観光関係者は自主的に環境問題についての理解を深めるとともに、地域住民に対してエコツアーへの参加を促すことを通じて、地域住民の理解が深まるように努めます。また、協議会は、ツアー実施者、観光関係者、地域住民の環境問題に対する理解が深まるように、自然観光資源の由来や活用に関する講習会の開催に努めます。

②参加者が無理なく自然を楽しめるツアーを実施する

ツアーは、参加者にとって数あるレクリエーションの一つであり、「楽しさ」の要素も重要です。ツアーの実施にあたっては、楽しさの中で普段の生活と自然との関わりを伝えることにより、環境問題についての意識と理解を深められるよう留意します。

③ツアーを通じて参加者に考える機会を提供する

ツアー実施者は、単に問題点と解決法を参加者に伝えるのではなく、例えば、五感全てで本地域の自然観光資源を体験できる機会を織り交ぜた生物多様性観察ツアーのように、参加者自らが問題点や課題、その解決方法を考えることを通じて、理解を深めるようプログラムの内容を工夫し、ツアー参加者に本地域の環境問題や環境教育についての周知を図ります。

④環境負荷のより低いツアーに向けた取組を推進し、参加者の持続的な行動につなげる

ツアー実施者は、マイ箸・マイカップ活動などのゴミの減量を図る取組の推奨や、ツアー参加者の自然観光資源に対する観察方法への配慮などを行う環境負荷の低いツアーを実施するとともに、その仕組みと意義を参加者に解説し、参加者の環境への意識の向上を図ります。そして、参加者がツアー終了後に環境に配慮した行動を続けられるよう啓発を行います。

6) 安全管理

(1) 安全管理に関する配慮事項

参加者やツアー実施者の安全は最も重要であり、万全の準備と最大限の注意が必要です（詳細はルール「旅行者や参加者への思いやり（安全、おもてなし等）」25～28 ページ参照）。ツアー実施者は、万が一の災害にも備え、平時より対応できるよう準備等を進めます。

7) 全体構想の公表

(1) 公表の方法

本構想の作成、変更、または廃止を行ったときは、市の広報及び市や協議会のホームページなどで周知します。また、必要に応じて協議会が、説明リーフレット等を作成・配布し広く公開する方法も検討します。

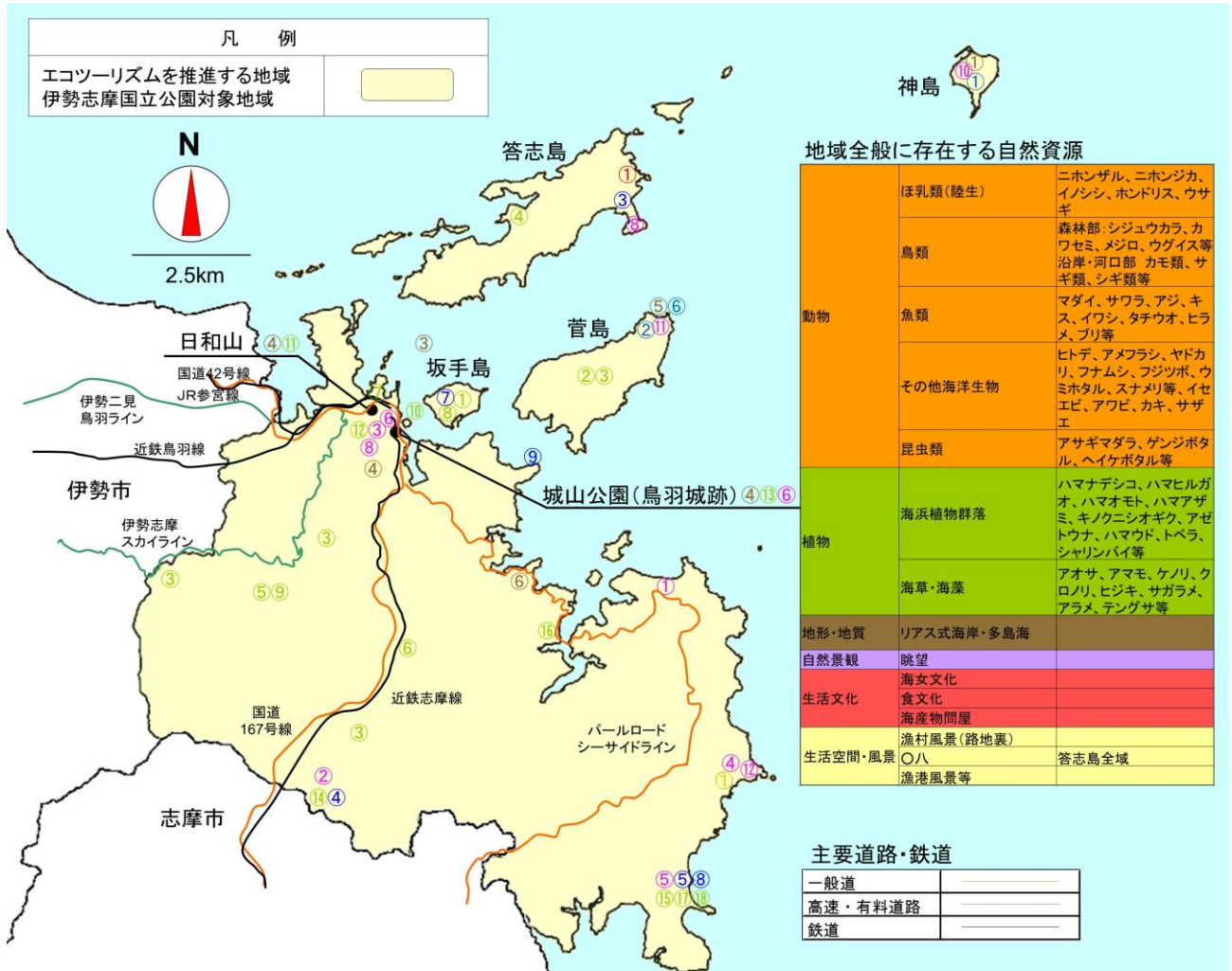
8) 全体構想の見直し

(1) 点検及び見直しの時期

本構想作成後も、エコツーリズムの推進に伴い、様々な課題が発生することが予想されます。そこで、本構想については、作成1年後の時点で発生した様々な課題を整理し、協議会において見直し作業を開始します。第1回目の見直し作業は、策定後2年目中に実施し、3年目からは見直した構想にてエコツーリズムの推進に取り組めます。

また、その後は毎年実施状況を点検し、協議会にて共有し、課題や対策について整理しつつ5年ごとを目途に構想全体の見直しを行います。

付録1：自然観光資源位置図



※個別の自然観光資源（図中に番号で表示）の内容については次頁参照。

○個別の自然観光資源

植物	植物群落	坂手島のカキツバタ	①
		菅島のベニツゲ、ドウダンツツジ	②
		ジングウツツジ	③
		答志島のヤマトタチバナ	④
		丸山庫蔵寺境内のイスノキ樹叢、樹叢一帯	⑤
		加茂神社の樹叢一帯	⑥
		鳥羽駅前のオオイタビ（群落一帯）	⑦
		坂手船着場のタブノキの林叢	⑧
		庫蔵寺のコツブガヤ	⑨
		御木本真珠島の自生キノクニスゲ	⑩
	巨樹・巨木	日和山の遊歩道沿い：アベマキ、ヤマモガシ等	⑪
		賀多神社：スギ	⑫
		鳥羽城跡：クロマツ	⑬
		青峯山正福寺：スギ、ニッケイ	⑭
		神明神社（石神さん）：ヤマモガシ	⑮
		今浦町：大ケヤキ	⑯
		梵潮寺：ソテツ	⑰
		海女文化資料館：クロマツ	⑱
地形 地質	カルスト地形・鍾乳洞	カルスト地形（神島）	①
	その他の地形・地質	大村島の枕状溶岩	②
		鳥羽湾	③
		鳥羽三山	④
	自然の浜	しろんご浜	⑤
	化石	鳥羽竜	⑥
歴史資産	古代人と海の間わりを示す遺跡	白浜遺跡	①
	海に関する信仰の場	青峯山正福寺	②
		賀多神社	③
		海士潜女神社	④
		石神さん	⑤
		海城鳥羽城	⑥
	九鬼水軍に関する史跡等	妙慶川	⑦
		答志島の首塚・胴塚	⑧
		常安寺	⑨
	灯台	神島灯台	⑩
		菅島灯台	⑪
		鎧崎灯台	⑫
伝統文化	自然と関わりの深い地域の祭	ゲーター祭	①
		弓祭り、弓引き、弓うち、弓取り	②
		八幡祭	③
		御船祭	④
		石神さん春祭り	⑤
		しろんご祭り	⑥
		棒ねり神事	⑦
		相差天王くじらまつり	⑧
		大漁祈願祭（御魚取（みとと）り神事）	⑨
生活文化	漁村文化	寝屋子制度	①
伝統産業	国崎熨斗鮑づくり		①